

平成 30 年 1 月 25 日

あべ俊子 議員事務所 御中

文部科学行政に日頃より御高配を賜り，厚く御礼申し上げます。

御依頼の「夜間中学の事業ポンチ絵」につきまして，別添のとおりお届けいたします。

御質問や御不明な点等がございましたら，下記の本件担当まで御連絡いただきますよう
よろしく願いいたします。

<本件担当>

文部科学省 初等中等教育局
初等中等教育企画課 教育制度改革室
電話：03-6734-2007（直通）
FAX：03-6734-3731

夜間中学における就学機会の提供推進

平成30年度予算額(案) 36百万円
(平成29年度予算額 20百万円)

- 義務教育未修了者等が12万人以上存在する実態。 → 夜間中学は全国に31校（生徒数1,687名）に止まる。
- 平成28年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が成立。
教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明確化。全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられる。
- 平成29年3月に、教育機会確保法第7条に基づき基本指針を策定。



教育機会確保法、基本指針を踏まえた施策の総合的な推進

<設置の促進>

都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究
約4百万円(1か所あたり約50万円)

教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。【新規】

夜間中学新設準備に係る調査研究
約13百万円(1か所あたり約250万円)

夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。

<既設の夜間中学等における教育機会の確保>

必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。【新規】

<多様な生徒の受け入れ>

既存夜間中学の教育機会の提供拡充に係る調査研究
約14百万円(1か所あたり約55万円)

義務教育未修了者に加えて、外国籍の者、入学希望既卒者など多様な生徒の受け入れ拡大を図るために必要な環境整備の在り方を検証。【拡充】

(取組例)

- 生徒の学習歴や習熟度に応じて自主教材の作成などを行う「夜中専門員」の配置
- 受け入れ生徒の拡大を図るための検討 など

<広報活動>

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。【拡充】

<夜間中学の設置促進、夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大>